

香芝市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月28日

香芝市長 福岡 憲宏

## 香芝市条例第17号

香芝市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例  
(香芝市立学校施設使用条例の一部改正)

第1条 香芝市立学校施設使用条例(平成21年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

### 1 施設の使用料

区分	昼間1 (9—13)	昼間2 (13—17)	夜間 (17—21)	全日 (9—21)
体育館	円 500	円 500	円 500	円 1,500
武道場	500	500	500	1,500
弓道場	500	500	500	1,500
区分	昼間1 (9—13)	昼間2 (13—17)	夜間 (17—19)	全日 (9—19)
運動場	円 300	円 300	円 150	円 750
備考 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の3倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。 (1) 入場料を徴収する場合 (2) 商品等を展示又は販売する場合 (3) その他これらに準ずる場合 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間(1時間未満の場合は、1時間とする。)の属する時間区分の1時間当たりの使用料の10分の130に相当する額(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)とする。				

### 2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額  
(香芝市文化施設条例の一部改正)

第2条 香芝市文化施設条例(平成19年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第13条、第15条関係）

1 各室の使用料

室名		午前 (9—12)	午後 (13—17)	夜間 (18—22)	午前・午後 (9—17)	午後・夜間 (13—22)	全日 (9—22)
香 芝 市 ふ た か み 文 化 セ ン タ ー	市民ホール	円 10,000	円 15,000	円 15,000	円 25,000	円 30,000	円 40,000
	小ホール	3,400	4,500	4,500	7,900	9,000	12,400
	楽屋	1,400	1,900	1,900	3,300	3,800	5,200
	市民ギャラ リー	1日 6,900					
	第1会議室	1,900	2,500	2,500	4,400	5,000	6,900
	第2会議室	1,700	2,200	2,200	3,900	4,400	6,100
	第3会議室	1,700	2,300	2,300	4,000	4,600	6,300
	第4会議室	2,000	2,500	2,500	4,500	5,000	7,000
	和室1・2	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の2倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 市民ホールを準備又は後片づけのために使用する使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 4 市民以外の者（第12条第3項の規定により委員会が指定した者を除く。）が使用する場合の使用料は、規定の使用料の2倍に相当する額とする。

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

（香芝市公民館条例の一部改正）

第3条 香芝市公民館条例（昭和55年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条、第15条関係）

1 各室の使用料

室名	午前 (9—12)	午後 (13—17)	夜間 (18—21)	午前・午後 (9—17)	午後・夜間 (13—21)	全日 (9—21)
第1研修室	円 1,000	円 1,300	円 1,000	円 2,300	円 2,300	円 3,300
第2研修室	1,000	1,300	1,000	2,300	2,300	3,300
第3研修室	1,000	1,500	1,000	2,500	2,500	3,500
第4研修室	1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000
第5研修室	1,300	1,800	1,300	3,100	3,100	4,400
第6研修室	1,500	2,100	1,500	3,600	3,600	5,100
第7研修室	750	900	750	1,650	1,650	2,400
第8研修室	750	900	750	1,650	1,650	2,400
第9研修室	1,000	1,500	1,000	2,500	2,500	3,500
調理室	3,100	4,200	3,100	7,300	7,300	10,400
美術工芸室	1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000
視聴覚室	2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000
和室	1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000
茶室	500	700	500	1,200	1,200	1,700
講座室	750	1,000	750	1,750	1,750	2,500
備考						
<p>1 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>2 市内に在住又は在勤する者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。</p>						

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

（香芝市二上山博物館条例の一部改正）

第4条 香芝市二上山博物館条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように

改正する。

別表大人の項中「200円」を「300円」に、「150円」を「250」に改める。

(香芝市体育施設条例の一部改正)

第5条 香芝市体育施設条例（平成21年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条、第13条関係）

1 香芝市総合体育館の使用料

区分		9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00
本館	全面使用	円 3,000	円 3,000	円 3,000	円 3,000	円 4,200	円 4,200
	2分の1使用（床面積の3分の1以上2分の1未満の部分）	1,500	1,500	1,500	1,500	2,100	2,100
	3分の1使用（床面積の6分の1以上3分の1未満の部分）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400
	6分の1使用（床面積の6分の1未満の部分）	500	500	500	500	700	700
サブ館	全面使用	700	700	700	700	900	900
	2分の1使用（床面積の2分の1未満の部分）	350	350	350	350	450	450
トレーニング室		1人1回につき150円					
第1会議室		300	300	300	300	350	350
第2会議室		450	450	450	450	550	550
第3会議室		150	150	150	150	150	150
備考		1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。 (1) 入場料を徴収する場合					

- (2) 商品等を展示又は販売する場合
- (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分（トレーニング室を除く。）の2倍に相当する額とする。

## 2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

別表第2の1 香芝市北部地域体育館の使用料の表中「800円」を「950円」に、「1,000円」を「1,300円」に改め、同表備考2中「額」の次に「（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）」を加える。

別表第3中「600円」を「900円」に改め、同表備考2中「額」の次に「（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）」を加える。

別表第4中「1,000」を「1,300」に改め、同表備考2中「額」の次に「（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）」を加える。

別表第5中「300円」を「450円」に改め、同表備考1及び3中「額」の次に「（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）」を加える。

別表第6中「800円」を「1,200円」に改め、同表備考2中「額」の次に「（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）」を加える。

（香芝市総合福祉センター条例の一部改正）

第6条 香芝市総合福祉センター条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第8条関係）

### 1 かしば・屯鶴峯温泉の使用料

室名	区分		1回券	回数券 (11回券)
浴場	市内に在住又は 在勤する者	65歳以上の者	200円	2,000円
		中学生以上65歳未満の者	500円	5,000円
		小学生	300円	3,000円

	上記以外	中学生以上 小学生	800円 500円	8,000円 5,000円
--	------	--------------	--------------	------------------

備考

- 1 使用時間は、午前11時から午後8時までとする。
- 2 次に掲げる者の浴場使用料は、無料とする。
  - (1) 小学校就学前の乳児及び幼児
  - (2) 市内に在住する者で次のいずれかに該当する者
    - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
    - ロ 奈良県から療育手帳の交付を受けている者
    - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

## 2 各室の使用

室名	午前 (9—12)	午後 (13—17)	全日 (9—17)
多目的室	円 2,600	円 3,400	円 6,000
創作工芸室	1,400	1,900	3,300
健康増進室	1,200	1,500	2,700
調理実習室	1,600	2,200	3,800
会議室 1	2,500	3,300	5,800
会議室 2	1,300	1,800	3,100
会議室 3	1,000	1,300	2,300
会議室 4	1,200	1,600	2,800

備考

- 1 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 2 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

## 3 ゲートボール場の使用料

区分	午前 (9—12)	午後 (13—16)	全日 (9—16)
	650円	650円	1,300円

備考

- 1 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 2 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。

#### 4 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

（香芝市地域交流センター条例の一部改正）

第7条 香芝市地域交流センター条例（平成29年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1 各室の使用料の表調理室の項中「500」を「300」に、「1,000」を「600」に、「2,000」を「1,200」に改める。

（香芝市保健センター条例の一部改正）

第8条 香芝市保健センター条例（昭和56年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

##### 1 各室の使用料

室名	午前 (9—12)	午後 (13—17)	全日 (9—17)
健康増進室1	円 1,000	円 1,400	円 2,400
健康増進室2	800	1,000	1,800
会議室	1,300	1,700	3,000

備考

- 1 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 2 市内に在住又は在勤する者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。

##### 2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

（香芝市都市公園条例の一部改正）

第9条 香芝市都市公園条例（昭和52年条例第14号）の一部を次のように

改正する。

別表第3の1の(1)中「600円」を「850円」に、「900円」を「1,200円」に改め、同表の1の(1)備考2中「額」の次に「(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)」を加え、同表の1の(2)中「1,000円」を「1,300円」に改め、同表の1の(2)備考2中「額」の次に「(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(香芝市立学校施設使用条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の香芝市立学校施設使用条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可した学校施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可した学校施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(香芝市文化施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の香芝市文化施設条例別表の規定は、施行日以後に許可した文化施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した文化施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(香芝市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の香芝市公民館条例別表の規定は、施行日以後に許可した公民館の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した公民館の利用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(香芝市二上山博物館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の香芝市二上山博物館条例別表の規定は、施行日以後の二上山博物館の観覧に係る観覧料について適用する。  
(香芝市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第5条の規定による改正後の香芝市体育施設条例別表第1から別表第6までの規定は、施行日以後に許可した体育施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した体育施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(香芝市総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 第6条の規定による改正後の香芝市総合福祉センター条例別表の規定は、施行日以後に許可した総合福祉センターの使用に係る使用料について適用し、同日前に許可した総合福祉センターの使用に係る使用料については、なお従



前の例による。

(香芝市地域交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第7条の規定による改正後の香芝市地域交流センター条例別表の規定は、施行日以後の地域交流センターの利用に係る使用料について適用する。

(香芝市保健センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第8条の規定による改正後の香芝市保健センター条例別表の規定は、施行日以後に許可した保健センターの使用に係る使用料について適用し、同日前に許可した保健センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(香芝市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第9条の規定による改正後の香芝市都市公園条例別表第3の規定は、施行日以後に許可した有料公園施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した有料公園施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。